

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元-9)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革					担当部局名	生産局(政策統括官) 【生産局総務課/園芸作物課/地域対策官/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/ 畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課/政策統括官農産企画課/穀物課/地域 作物課】 (大臣官房文書課災害対策室/生産局総務課生産推進室/農業環境対策課)					
政策の概要 【施策の概要】	超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創造に取り組んでいく必要がある。 このため、マーケットインの発想による多様な消費者ニーズ等への的確な対応や生産性の向上に向けた生産・供給体制の構築等の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展					
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 2 (6)					政策評価 実施予定時期	令和3年8月					
施策(1)	国産農畜産物の競争力の強化											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	飼料用米等の戦略作物の供給拡大											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度			30年度	元年度	
ア 飼料用米・米粉用米の生産量	129,020トン	平成25年度	1,200,000 トン	令和7年度	295,378トン	385,840トン	476,303トン	566,765トン	657,227トン	F↑-差 【測定指標の選定理由】 食料・農業・農村基本計画では、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作物を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、飼料用米・米粉用米の生産努力目標を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画の飼料用米、米粉用米の生産努力目標については、令和7年度にそれぞれ110万トン、10万トンの目標を設定しており、その合計(120万トン)を目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。		
				463,041トン (飼料用米; 440,066トン 米粉用米; 22,975トン)	525,012トン (飼料用米; 505,998トン 米粉用米; 19,014トン)	527,907トン (飼料用米; 499,499トン 米粉用米; 28,408トン)	454,216トン (飼料用米; 426,521トン 米粉用米; 27,695トン)	417,228トン (飼料用米; 389,264トン 米粉用米; 27,964トン)				
	把握の方法	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告(農林水産省政策統括官穀物課調べ)										
	達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
イ 小麦の生産量	811,700トン	平成25年度	950,000 トン	令和7年度	861,273トン	870,146トン	879,019トン	887,892トン	896,765トン	F↑-差 【測定指標の選定理由】 食料・農業・農村基本計画では、麦等の戦略作物について、生産性を向上させ本作物を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、小麦の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画の小麦の生産努力目標については、令和7年度に生産量95万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。		
				1,004,000トン	790,800トン	906,700トン	764,900トン	1,037,000 トン				
	把握の方法	「作物統計」(麦類(子実用)の収穫量)(農林水産省統計部)										
	達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

ウ 大豆の生産量	199,900トン	平成25年度	320,000トン	令和7年度	239,727トン	247,754トン	255,781トン	263,808トン	271,835トン	F↑一差	【測定指標の選定理由】 食料・農業・農村基本計画では、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、大豆の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画の大豆の生産量努力目標については、令和7年度に生産量32万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。	
	把握の方法 「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)(農林水産省統計部)											
	達成度合いの判定方法 達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
目標② 【達成すべき目標】		畜産クラスター(注1)構築等による畜産の競争力強化										
ア 全国の生乳生産量	745万トン	平成25年度	750万トン	令和7年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
					-	-	-	747万トン	748万トン	F=一他	【測定指標の選定理由】 牛乳・乳製品については、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、国内のニーズ等を踏まえた生産・供給を行うこととしていることから、生乳の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における、令和7年度の全国の生乳生産量750万トンを設定しており、これを目標値として設定した。	
					-	-	-	728万トン	736万トン			
把握の方法 「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部)												
達成度合いの判定方法 平成20年度から平成25年度まで(減産型計画生産を行っていた期間以降6年間(基準年度を含む過去6年間))の標準偏差($\sigma = 20$ 万トン) A'(目標超過): (当該年度目標値+2 σ) < 当該年度実績値 A(おおむね有効): (当該年度目標値- σ) ≤ 当該年度実績値 ≤ (当該年度目標値+2 σ) B(有効性の向上が必要である): (当該年度目標値-2 σ) ≤ 当該年度実績値 < (当該年度目標値- σ) C(有効性に問題がある): 当該年度実績値 < (当該年度目標値-2 σ)												

イ	国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	平成25年度	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	令和7年度	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	F＝一他	【測定指標の選定理由】 「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標をである牛肉52万トン、豚肉131万トン、鶏肉146万トンと設定した。	
		把握の方法											牛肉・豚肉:「食肉流通統計」(枝肉生産量)(農林水産省統計部) 鶏肉:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)(独立行政法人農畜産業振興機構)
		達成度合いの判定方法											<p>[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma = 0.8$) A'(目標超過): (当該年度目標値+2σ) < 当該年度実績値 A(おおむね有効): (当該年度目標値-σ) ≤ 当該年度実績値 ≤ (当該年度目標値+2σ) B(有効性の向上が必要である): (当該年度目標値-2σ) ≤ 当該年度実績値 < (当該年度目標値-σ) C(有効性に問題がある): 当該年度実績値 < (当該年度目標値-2σ)</p> <p>[豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma = 2.7$) A'(目標超過): (当該年度目標値+2σ) < 当該年度実績値 (136万トン < 当該年度実績値) A(おおむね有効): (当該年度目標値-σ) ≤ 当該年度実績値 ≤ (当該年度目標値+2σ) (128万トン ≤ 当該年度実績値 ≤ 136万トン) B(有効性の向上が必要である): (当該年度目標値-2σ) ≤ 当該年度実績値 < (当該年度目標値-σ) (126万トン ≤ 当該年度実績値 < 128万トン) C(有効性に問題がある): 当該年度実績値 < (当該年度目標値-2σ) (当該年度実績値 < 126万トン)</p> <p>[鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より回帰直線を作成し、この回帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差($\sigma = 3.0$) A'(目標超過): (当該年度目標値+2σ) < 当該年度実績値 (152万トン < 当該年度実績値) A(おおむね有効): (当該年度目標値-σ) ≤ 当該年度実績値 ≤ (当該年度目標値+2σ) (143万トン ≤ 当該年度実績値 ≤ 152万トン) B(有効性の向上が必要である): (当該年度目標値-2σ) ≤ 当該年度実績値 < (当該年度目標値-σ) (140万トン ≤ 当該年度実績値 < 143万トン) C(有効性に問題がある): 当該年度実績値 < (当該年度目標値-2σ) (当該年度実績値 < 140万トン)</p>
ウ	国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅)	±27.5%	平成16-21年度の変動幅を基に算出	±25%以内	毎年度	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	O＝一他	【測定指標の選定理由】 鶏卵は自給率が極めて高くかつ短期的な供給量の調整が難しいことから、需要の変動により価格が変動しやすい特性がある。このため、養鶏経営の競争力強化のためには、鶏卵価格の安定が重要であり、鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅を指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績を元に算出しており、具体的には、平成16-21年度の鶏卵の年間卸売価格の2変動幅が±27.5%であることから、年度ごとの目標値を±25%以内とした。	
		把握の方法											「たまご東京M相場」(卸売価格)(JA全農調べ)
		達成度合いの判定方法											A(おおむね有効): ±25%以内、B(有効性の向上が必要である): ±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある): ±27.5%超

目標③ 【達成すべき目標】		園芸作物等の供給力の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
ア 指定野菜(注2)(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率	100%	平成25年度	168%	令和7年度	106%	111%	117%	123%	128%	F↑一差	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の野菜の生産努力目標は、25年度生産量の1,195万トンから約200万トン増加させる1,395万トンと設定しており、特に、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要において、国産比率を高めることが重要である。</p> <p>このため、加工・業務用野菜のうち特に国民生活上重要な野菜である指定野菜について、その出荷量を増大させることについて測定指標として選定した。</p> <p>なお、出荷量はだいこんやたまねぎ等の重量野菜の作況不良等により大きく影響を受けることから、指定野菜13品目それぞれの加工・業務向け出荷量の増減率の平均をもって評価する。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>20年度から25年度までの直近6カ年において加工・業務向けの出荷量のすう勢及び施策効果による輸入品からの置き換えを加味し、出荷量ベースでは25年度80万トンから令和7年度112万トンまでの約32万トン増加することとし、それを品目ごとの増減率の平均に換算した値(168%)とした。また、年度ごとの目標値は、この増加率を各年均等に設定した。</p>
	把握の方法		「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数)	1.8%	平成17年	1.5%	令和7年度	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	O↓一他	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>食料・農業・農村基本計画において、「野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。」としており、その実現に向け、野菜価格安定対策を実施しているところである。このため、野菜の安定供給が図られていることを示す指標として、「市場入荷量の変動の抑制」の程度を表す「野菜の市場入荷量の変動の度合い」を測定指標として選定した。これは、過去5年間の指定野菜の市場入荷量を元に算定したすう勢値と、実際の入荷量との乖離の程度を示すものである。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>野菜の市場入荷量の変動の度合いの基準年は、事業目標設定時に、平成17年以前の過去10カ年の市場入荷量を基にすう勢値を求め、そのすう勢値と市場入荷量の乖離を示す変動係数を5年平均し、基準値を1.8%(基準年:17年)と設定した。基準年の10年後の27年の目標値を1.7%と設定し、新たな目標年は現行基本計画の目標年の令和7年とし、目標値をさらに削減し、1.5%とした。</p> <p>野菜の市場入荷量の変動の度合いは、天候の影響を受けやすいものの、各年の目標値については、毎年、一定割合で減少するものとして設定した。</p>
	把握の方法		「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=[1-(当該年の5年間平均変動係数-当該年の目標値)/当該年の目標値]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
ウ 消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合)	5%	平成25年度	17%	令和7年度	7%	8%	9%	10%	11%	S↑一差	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の果実の生産努力目標を25年度生産量の301万トンから309万トンに増加させるとともに、その克服すべき課題として、多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化を挙げている。また、果樹農業振興基本方針において、改植と併せて小規模園地整備(注3)を行うとされている。このため、これらの取組が行われる優良果実の供給面積の割合を測定指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</p> <p>果樹産地全体の栽培面積から優良果実の供給面積の割合を求め、近年の取組状況や果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進の方向性から、目標値を17%と設定し、年度ごとの目標値は、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。</p>
	把握の方法		「果樹経営支援対策事業の実績」(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)(農林水産省生産局園芸作物課調べ)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=((当該年度の取組面積/当該年度の果樹産地栽培面積)-平成25年度基準値)/(当該年度の目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

エ 国産花きの産出額	3,761億円	平成24年	6,500億円	令和7年度	3,761億円	3,874億円	3,990億円	4,110億円	4,233億円	F↑一他	【測定指標の選定理由】 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針において、令和7年の花きの産出額目標を設定しているため、測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和7年に6,500億円と設定。
	把握の方法		「生産農業所得統計」(農林水産省統計部)及び「花木等生産状況調査」(花きの産出額)(農林水産省生産局園芸作物課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=[当該年実績値-(平成24年基準値-(年平均減少額×基準値以降の経過年数))]/[当該年目標値-(平成24年基準値-(年平均減少額×基準値以降の経過年数))]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
オ 茶の輸出額	66億円	平成25年	150億円	令和元年	90億円	102億円	118億円	134億円	150億円	F↑一差	【測定指標の選定理由】 茶は、地域農業において重要な役割を果たしているとともに、条件不利地域である中山間地域においても、重要な基幹作物となっている。また、食料・農業・農村基本計画において、輸出拡大に向け、輸出ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等を推進することとしたほか、農林水産省が平成25年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」においては、輸出相手国の残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行うこと等の輸出戦略を定めていることから、これを測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、令和2年までに茶の輸出額を150億円にする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。なお、「未来への投資を実現する経済対策」(28年8月閣議決定)において目標を1年前倒し令和元年で達成することとした。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向を踏まえ、28年度から毎年16億円増加すると設定した。
	把握の方法		「貿易統計」(緑茶)(HSコード:090210000及び090220000)(財務省)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年実績値-平成25年基準値)/(当該年目標値-平成25年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標④ 【達成すべき目標】		有機農産物や薬用作物の生産拡大									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値								
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
ア 全耕地面積に占める有機農業(注4)の取組面積の割合	0.4%	平成24年度	1.0%	平成30年度	-	-	0.7%	0.8%	1.0%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」に基づき、平成26年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、有機農業の推進及び普及の目標を定めていることから、これを測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%としていることから、これを目標値に設定した。年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。
	把握の方法		「国内における有機JAS(ほ場面積)」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)、「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 薬用作物の栽培面積	524ha	平成27年	630ha	令和2年	-	524ha	545ha	566ha	588ha	F↑一差	【測定指標の選定理由】 食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組を推進するとともに、品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。 これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進するとともに、26年度から薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を支援しており、収穫面積を指標として選定したが、「薬用作物に関する資料(日本特産農産物協会)の調査結果のうち調査協力先が非開示しているところが少ない薬用作物の栽培面積を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を27年の524haから令和2年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定した。
	把握の方法		「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)(公益財団法人日本特産農産物協会) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年実績値-平成27年基準値)/(当該年目標値-平成27年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-
(2) 家畜商法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(3) 家畜改良増殖法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受 精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(4) 牧野法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(5) 飼料需給安定法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び渡渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関す る法律 (昭和29年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施す る。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与 する。	-
(7) 養蜂振興法 (昭和30年)	-	-	-	-	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	蜜源植物の保護増殖及び適正な蜂群配置を期するための措置を実施する。 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物の供給拡大 及び安定供給の確保に寄与する。	-
(8) 家畜取引法 (昭和31年)	-	-	-	-	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定 等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(9) 養鶏振興法 (昭和35年)	-	-	-	-	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(10) 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	-	-	-	-	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果 実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	-
(11) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金等を交 付 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健 全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(12) 砂糖及びでん粉の価格調整に関す る法律 (昭和40年)	-	-	-	-	-	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施す る。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	-
(13) 野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	-	-	-	-	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	-
(14) 地力増進法 (昭和59年)	-	-	-	-	(1)-④-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化の ための措置を規定している。 上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む 農業者の増加に寄与する。	-

(15)	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(16)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—
(17)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	—
(18)	米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	—
(19)	お茶の振興に関する法律 (平成23年)	—	—	—	—	(1)-③-オ	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	—
(20)	花きの振興に関する法律 (平成26年)	—	—	—	—	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	—
(21)	養豚農業振興法 (平成26年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	—
(22)	食安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進) (平成21年度) (主)	300 の内数	300 の内数	200 の内数	100 の内数	(1)-①-ア	米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	—
(23)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:元-3、4)	4,402 の内数 (4,089 の内数)	9,224 の内数 (9,214 の内数)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	—	(1)-③-オ	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な共同利用施設等の整備を支援する。 産地が農業の成長産業化を図るため、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化に資する生産・流通体制の強化に寄与する。	0038
(24)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物グローバル産地緊急対策 (平成30年度) (関連:元-4)	—	—	0 (0)	—	—	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与する。	0039
(25)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策 (平成30年度) (関連:元-4)	—	—	0 (0)	—	(1)-③-オ	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与する。	0040
(26)	【TPP関連事業】 農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (平成28年度) (関連:元-4)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	—	(1)-①-ア	「農林水産物の輸出強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0044
(27)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (関連:元-6)	6,480 (6,418)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	6,297	—	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払の前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要な経費を助成する。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与する。	0103
(28)	経営所得安定対策 (平成25年度) (関連:元-6)	270,119 (200,357)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	273,962	(1)-①-イ (1)-①-ウ	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の拠出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施する。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産農産物の安定供給の確保に寄与する。	0104

(29)	学校給食用牛乳供給推進事業 (昭和37年度) (主)	74 (695)	74 (631)	680 (574)	—	(1)-②-ア	安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣の定着を図ることで国内の需要を確保し、生乳生産量の確保に寄与する。	0129
(30)	加工原料乳生産者補給金等 (昭和41年度) (主)	13,230 (13,230)	24,300 (24,300)	24,300 (24,300)	24,300	(1)-②-ア	補給金等が(独)農畜産業振興機構を通じて生産者に交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与する。	0130
(31)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	204 (204)	202 (202)	2,115 (2,029)	3,000	(1)-③-イ	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金等の交付等により、野菜の生産・出荷の安定等を図ることで、野菜生産者の経営の安定化と消費者への野菜の安定供給に寄与する。	0131
(32)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主、関連:元-1、11)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,431	—	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0132
(33)	牛肉等関税財源畜産振興対策交付金 (平成3年度) (主)	57,091 (57,091)	35,281 (35,281)	35,281 (35,281)	35,281	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施する。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、肉用牛生産者等の経営安定と国産畜産物の安定的な供給確保に寄与する。	0133
(34)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,542 (7,542)	7,398 (7,398)	7,205 (7,205)	6,813	(1)-②-ア (1)-②-イ	食料・農業・農村基本計画に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画に連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等の各種計画の実現に向けた政策実施機関として定められた中期目標並びにこれを達成するための中期計画及び事業ごとに定める年度計画に即した業務を実施する。 種畜等の供給、種畜検査の実施、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産等のための取組を行うことにより、優良な家畜の普及などによる家畜改良や飼料作物の優良な種苗の供給等を通じた飼料自給率の向上を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0134
(35)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	(1)-②-ア	加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出金と国の助成金による加工原料乳生産者積立金から加工原料乳の生産者に補填金を交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与する。	0135
(36)	独立行政法人農畜産業振興機構運営費 (平成15年度) (主)	1,687 (1,687)	1,648 (1,648)	2,441 (2,441)	2,608	(1)-②-イ	機構が行う農畜産物生産者等の経営安定のための補給金等の交付業務や農畜産物の需給安定・価格調整対策等により、需要構造等の変化に対応した農畜産物の生産・供給体制の改革に寄与する。	0136
(37)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:元-3、11、13)	21,582 の内数: (20,170 の内数)	23,594 の内数: (21,345 の内数)	20,353 の内数: (16,756 の内数)	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-③-オ (1)-④-ア (1)-④-イ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0137
(38)	飼料増産総合対策事業のうち国産飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	551 (455)	564 (478)	648 (291)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料生産組織の機能高度化や栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用、放牧・公共牧場を活用した肉用牛・酪農生産基盤の強化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を支援する。 国産飼料の一層の生産・利用拡大を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0138
(39)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち家畜能力等向上強化推進 (平成17年度) (主)	363 (350)	343 (335)	348 (323)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用方法、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進することにより、国産畜産物の安定供給、生産コストの低減や品質向上を図り、国内畜産経営の健全な発展に寄与する。	0139
(40)	飼料生産型酪農経営支援事業 (平成18年度) (主)	6,800 (5,979)	6,960 (6,028)	6,960 (5,975)	—	(1)-②-ア	自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。 飼養規模の拡大の進展や飼料の海外依存による窒素等の過剰蓄積など環境問題の発生に対処することにより、自給飼料生産基盤に立脚しながら環境への負荷軽減に取り組む持続可能な酪農経営の確立を図り、国産生乳の安定的な供給に寄与する。	0140
(41)	飼料増産総合対策事業のうちエコフィード増産対策事業 (平成20年度) (主)	170 (156)	170 (109)	96 (45)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料製造事業者等における食品残さの飼料化による利用拡大、エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化を促進する取組等を支援する。 高品質なエコフィードの安定的な生産・供給体制の構築や関係者に対する理解の醸成を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0141
(42)	果樹農業好循環形成総合対策事業 (平成28年度) (主)	5,600 (5,540)	5,660 (5,499)	5,783 (4,818)	—	(1)-③-ウ	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模圃地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的な発展に寄与する。	0142

(43)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	290 (258)	277 (235)	226 (222)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	不安定な気象による飼料生産におけるリスクの分散等を図るための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援する。 草地改良の推進や優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0143
(44)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	4,077 (1,219)	3,162 (1,465)	4,862 (4,862)	4,862	(1)-②-ウ	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援する。 鶏卵の需給改善を推進することにより、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定に寄与する。	0144
(45)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主、関連:元-1、11、12、13)	5,180 の内数: (3,470) の内数:	2,376 の内数: (2,028) の内数:	3,392 の内数: (2,846) の内数:	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-エ (1)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0145
(46)	乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	11 (11)	11 (11)	10 (10)	—	(1)-②-ア	我が国の乳製品の規格や製造実態に即した国際規格が策定されることにより、我が国の乳製品の輸出促進に寄与し、国産乳製品の需要増加が期待され、生乳生産量の確保に寄与する。	0146
(47)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (関連:元-11)	3,260 (3,136)	501 (333)	447 (288)	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組み次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援することで、野菜を始めとする国産園芸作物の供給拡大に寄与する。	0147
(48)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策 (平成23年度) (主)	51 (46)	53 (44)	24 (23)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0148
(49)	【TPP関連事業】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (平成27年度) (主)	26,922 (25,704)	82,801 (81,952)	59,533 (54,386)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入(対象を地域的な規模拡大の場合にも拡大)や機械の導入を支援する。 ・畜産クラスター計画に基づき、優良乳用種後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術の活用及び優良純粋種豚の導入等を支援する。 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を措置する。 ・収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析(複数のクラスター協議会が広域で連携する場合の支援を強化)、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援する。 ・畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することにより、生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤の強化に寄与する。	0149
(50)	【TPP関連事業】 産地パワーアップ事業 (平成27年度) (主、関連:元-3、4)	23,446 (23,427)	46,617 (42,443)	53,083 (35,670)	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-オ	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者ニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備等を支援する。 地域の営農戦略としての計画に基づき、意欲ある農業者等による生産体制の強化を図ることにより産地の競争力の強化に寄与する。	0150
(51)	【TPP関連事業】 加工施設再編等緊急対策事業 (平成27年度) (主)	4,600 (1,350)	1,000 (771)	2,500 (2,151)	—	(1)-①-イ (1)-②-ア (1)-②-イ	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が合意したことに伴い、「総合的なTPP関連政策大綱」が取りまとめられ、国際競争力のある産地イノベーションを促進する対策を講ずることとされ、国産農畜産物の流通に必須となる加工施設(食肉処理施設、乳業工場、製粉工場、製糖工場等)について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組を支援することにより、国内農業の国際競争力の強化に寄与する。	0151
(52)	【TPP関連事業】 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 (平成27年度) (主、関連:元-3,4,17,18)	3,605 (1,975)	993 (502)	399 (339)	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-イ (1)-③-ウ	産地と複数年契約を締結する外食・加工業者等の連携により、国産農林水産物(果実、土地利用作物、畜産物、魚介類、特用林産物等)を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援することにより、国産農林水産物の需要拡大に寄与する。	0152
(53)	新しい園芸産地づくり支援事業 (平成28年度) (主)	1,080 (1,055)	2,273 (828)	1,406 (909)	—	(1)-③-ア (1)-③-イ	産地の生産・供給体制の構造改革に向け、水田を活用した新たな園芸産地の育成による生産拡大や加工・業務用野菜の生産基盤強化に係る取組を支援することにより、事業実施地区における成果に加え、産地全体への波及効果も含めて国産供給力が強化されることで、園芸作物の生産量の増大に寄与する。	0153
(54)	【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 (平成28年度) (主)	100 (27)	80 (694)	503 (443)	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	草地の難防除雑草の駆除技術の活用・普及、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給、公共牧場の活用拡大と機能強化等のための取組を支援する。 自給飼料の一層の生産拡大と高品質化等を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0154
(55)	酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	5,433 (2,501)	3,567 (3,095)	—	(1)-②-ア	酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入等を支援することにより、酪農家の労働負担の軽減に寄与する。	0155

(56)	【TPP関連事業】 国産乳製品等競争力強化対策事業 (平成29年度) (主)	—	5,552 (5,550)	5,998 (5,956)	—	(1)-②-ア	酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化や、チーズ工房等による生産性向上の取組みやブランド化等への支援により、国産チーズの競争力が強化される。これにより酪農経営が安定化し、将来に向けた規模拡大や設備投資が可能となり、全国の生乳生産量の増加に寄与する。	0156
(57)	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (平成30年度) (主)	—	—	0.8 (0.8)	522	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定する上で実施する災害被害防止講習会や農業用ハウスの補強、防風ネットの設置等を支援し、災害による被害防止を図ることにより、園芸作物の安定供給に寄与する。	0157
(58)	中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業 (平成30年度) (主)	—	—	187 (187)	187	(1)-③-エ	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与する。	0158
(59)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (平成30年度) (主)	—	—	154 (44)	—	(1)-②-イ	肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されている。また、子牛価格が高値で推移する中、肥育素牛を安定的に確保する必要がある。このため、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産の推進を図り、肉用牛生産基盤強化に寄与する。	0159
(60)	国際養蚕委員会日本大会開催事業 (平成30年度) (主)	—	—	1 (0.8)	25	—	平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0160
(61)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主、関連:元-5)	82,173 (11,701)	54,670 (11,388)	48,654 (19,516)	46,911	(1)-②-ア (1)-②-イ	国は飼料需給安定法に基づき、輸入飼料用麦の買入れ・売渡しを、SBS方式(資本要件など飼料用麦を確実に輸入するための最低限の資格を有する輸入業者及び買受者(実需者)が連名で申し込む見積合わせ)により実施する。 輸入飼料用麦の需給及び価格の安定を図ることにより、安定的な畜産経営の確立と畜産の振興を通じ、国産畜産物の安定供給に寄与する。	0161
(62)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 (昭和40年度) (主)	10,413 (10,413)	11,490 (11,391)	11,237 (10,652)	10,795	—	(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病害虫等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与する。	0162
(63)	水田活用の直接支払交付金 (平成25年度) (主)	322,165 (316,750)	319,964 (314,078)	305,904 (298,604)	321,500	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付するとともに、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。 上記交付金を活用することにより、水田をフル活用し国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0163
(64)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度) (主)	35 (29)	35 (25)	35 (28)	29	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援する。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与する。	0164
(65)	畑作構造転換事業 (平成29年度) (主)	—	172 (158)	2,892 (2,405)	—	—	ばれいしょ・てん菜等について、畑作営農の大規模化に伴う労働力不足や頻発する異常気象による湿害等に対応し、早急に生産の高度化・安定化を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、労働負担の小さい作物への転換、種ばれいしょの生産性向上等を支援する。 畑作産地の労働力不足に対応しつつ、先進的生産技術や省力作業体系の導入等の取組を支援することにより、加工用ばれいしょをはじめとする畑作産地の生産性の向上に寄与する。	0165
(66)	甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	439 (378)	1,111 (976)	—	—	さとうきび、かんしょの生産性向上や農業機械の導入等による生産の省力化、自然災害に強い品種への転換等の取組や製糖工場の働き方改革を踏まえた労働生産性向上を図る取組等を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与する。	0166
(67)	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業 (平成30年度) (主)	—	—	579 (514)	—	—	さとうきび、かんしょの農業機械の導入等による生産の省力化、土づくりの推進や新品種への転換、早植えマルチ栽培の推進による単収向上等の取組のほか、分みつ工場等における人員配置の改善の検討や施設整備等の労働効率を高める取組を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与する。	0167
(68)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (関連:元-11)	1,771 (1,770)	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	1,590	—	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0193

(69)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(平成28年度) (関連:元-13)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	-	(1)-①-ア	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与する。	0200
(70)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (主、関連:元-3、11、13)	-	-	-	23,241 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-③-オ (1)-④-ア (1)-④-イ	産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援する。 国産農畜産物の安定供給体制の構築や地域の将来を担う中心的経営体の育成・確保に寄与する。	新31-0006
(71)	持続的生産強化対策事業 (令和元年度) (主、関連:元-1、11、12、13)	-	-	-	20,165 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-エ (1)-④-イ	農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援する。 産地の持続的な生産力強化等に寄与する。	新31-0007
(72)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 (令和元年度) (主)	-	-	-	520	(1)-②-ア (1)-②-イ	未利用資源を活用した事例の普及・有効活用のためのシステム構築、地域の未利用資源活用の取組やエコフィード生産拡大、肉用繁殖雌牛等の放牧を通じた地域内一貫生産体制の構築、放牧による有機畜産に係る事例調査、放牧利用畜産の普及、国産濃厚飼料の生産利用拡大等の取組を支援する。 未利用資源の活用や、放牧、国産濃厚飼料の生産利用拡大を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与する。	新31-0008
(73)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 (令和元年度) (主)	-	-	-	352	(1)-②-ア (1)-②-イ	遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用方法、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進することにより、国産畜産物の安定供給、生産コストの低減や品質向上を図り、国内畜産経営の健全な発展に寄与する。	新31-0009
(74)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 (令和元年度) (主)	-	-	-	214	(1)-②-ア (1)-②-イ	不安定な気象による飼料生産におけるリスクの分散等を図るための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援する。 草地改良の推進や優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与する。	新31-0010
(75)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策 (令和元年度) (主)	-	-	-	152	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料生産組織によるICTの活用等による効率的な作業体制構築の実証、民間や法人経営が公共牧場を活用して効率的・省力的な飼料生産・飼養管理を行うための放牧地整備等の取組を支援する。 効率的な飼料生産体制の構築や公共牧場の活用による飼料生産を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与する。	新31-0011
(76)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (令和元年度) (主)	-	-	-	145	(1)-②-ア (1)-②-イ	肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されている。また、子牛価格が高値で推移する中、肥育素牛を安定的に確保する必要がある。このため、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産の推進を図り、肉用牛生産基盤の強化に寄与する。	新31-0012
(77)	環境負荷軽減型酪農経営支援効果調査事業 (令和元年度) (主)	-	-	-	46	(1)-②-ア	環境負荷軽減型酪農経営支援事業において実施する酪農経営における環境負荷軽減の取組の効果検証に必要なデータの調査・分析を行い、測定手法の作成を行う。 環境負荷軽減に取組つつ持続的な酪農経営の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査をするものであり、生乳生産量の確保に寄与する。	新31-0013
(78)	花き成長産業・花き文化振興調査委託事業 (令和元年度) (主、関連:元-4)	-	-	-	13	(1)-③-エ	我が国花き産業の成長産業化及び花き文化の振興に関する課題とその課題解決のための方向性・具体策についてとりまとめる。その上で、国際園芸博覧会を活用した国際競争力強化と我が国花き文化の国際的な発信の観点から具体化するため、現状と課題を総合的に調査・分析し、今後の国際園芸博覧会等の施策の企画・立案に反映させることにより、国産花きの産出額及び輸出額の増大に寄与する。	新31-0014
(79)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度)	<-> (<11,226>)	<-> (<11,704>)	-	-	-	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(80)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度)	<14,554> (<38,132>)	<14,554> (<31,821>)	<26,517> (<->)	-	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得税及び住民税を免除し、農業生産法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。	-
(81)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度)	-	-	-	-	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	-

(82)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(平成10年度)	-	-	-	-	-	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(83)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付(平成24年度)	-	-	-	-	-	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乘せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付する。農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(84)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(平成25年度)	-	-	-	-	-	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		591,354 <264,134>	626,642 <175,305>	95,691 <672,699>		94,348 <552,704>		
政策の執行額[百万円]		503,313 <148,571>	556,091 <133,131>					

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,13,20,22)	-	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	4,740 の内数	(1)-④-ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与する。	復-0085
(2) 【参考:復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付金 (平成24年度) (関連:30-3)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761 の内数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	999 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援することにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	復-0086
(3) 【参考:復興庁より】 福島県営農再開支援事業 (平成30年度) (主)	-	-	13,031 の内数 (13,031 の内数)	-	(1)-①-ア (1)-③-エ	福島県において原子力発電所事故の影響により平成23年度以降に生産の断念を余儀なくされた農地のうち、令和2年度末までに農地面積の6割が営農再開できるよう、基金を設置し、営農再開に資する一連の取組を支援することにより、国産農畜産物の安定的供給に寄与する。	復-0093

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2	指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の14品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ほうれんそう。
注3	小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要な不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。
注4	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。